

◎新潟県告示第245号

高病原性鳥インフルエンザまん延防止のため、家畜伝染病予防法第32条第1項及び新潟県家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年新潟県規則第78号）第10条の規定により、次のとおり家畜等の移動及び搬出を禁止する。

令和5年3月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 家畜の種類等

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにこれらの死体並びに家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

2 移動を禁止する区域

別紙のとおり

3 他の区域への移動を禁止する区域

別紙のとおり

4 禁止する期間

令和5年3月6日から当分の間

(別紙は省略し、新潟県農林水産部畜産課に備え置いて縦覧に供する。)